

行政機関の保有する情報の公開に関する法律に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. 本法で開示請求の対象とされるのは、行政機関が保有する文書であるため、磁気テープなどの電磁的記録は対象とならない。
2. 本法は国民主権の理念にのっとり行政文書の開示請求権を定めるものであるから、開示請求権は日本国籍を持つ者のみに認められ、外国人には認められていない。
3. 行政機関の長は、開示請求に係る行政文書に不開示情報が記録されていてそれを区分して除くことができない場合、公益上の必要性があっても、当該行政文書を開示してはならない。
4. 本法による不開示決定は行政手続法にいう「申請に対する処分」に当たるので、行政手続法の規定により、不開示の理由を付さなければならない。
5. 不開示決定について審査請求があった場合、当該審査請求に対する裁決をすべき行政機関の長は、情報公開・個人情報保護審査会に必ず諮問しなければならない。

国内総生産（GDP）に関する次の記述のうち妥当なのはどれか。

1. GDP は、1 国全体の付加価値の合計ではなく、財・サービスの生産額の合計であり、原材料として使われた中間生産物の価値と最終生産物の価値を合計して得ることができる。
2. 分配面から見ると、GDP は雇用者報酬と営業余剰・混合所得の合計に補助金を加えて生産・輸入品に課される税を引いたものから、固定資本減耗を引いて得られる。
3. 支出面から見ると、GDP は民間消費と民間投資と政府支出と輸入の合計から輸出を引いたものである。民間投資には、設備投資と住宅投資は含まれるが、在庫投資は含まれない。
4. GDP には、株価や地価などの資産価格の上昇による利益や中古品の売上は含まれるが、政府が提供する行政サービスや持ち家の住宅サービスは含まれない。
5. ある国の対外資産が増加して、海外からの要素所得の受取が海外への要素所得の支払よりも大きくなると、GDP よりも国民総所得（GNI）の方が大きくなる。